

東 教 第 2 3 5 6 号
平成 2 8 年 3 月 2 2 日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長

健康保険被保険者証（保険証）等の回収・配布について（通知）

日頃から、社会保険事務に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり臨時的任用職員等に係る健康保険被保険者証（保険証）等の回収・配布を行いますので、担当職員の派遣について御配慮くださるようお願いいたします。

なお、退職（任期満了を含む）後、1日空けて同一適用事業所（東部教育事務所管内の小中学校）で再度任用された者については、被保険者資格は継続しますので保険証の回収は不要です。

退職（任期満了を含む）後、1日空けて異なる適用事業所（異なる教育事務所管内の小中学校、県立学校等）で再度任用された場合は、保険証の回収が必要となりますので御注意ください。

記

- 1 平成 28 年 3 月下旬退職者（臨時的任用職員等）に係る健康保険被保険者証（保険証）の回収
- (1) 日時及び会場

	4 月 4 日(月)	4 月 5 日(火)
	行田地方庁舎 3 階 【302 会議室】	春日部地方庁舎 3 階 【大会議室】
9:30～10:30	春日部管内の小・中学校	
10:30～11:30		

※ 注意事項

- ・退職者の保険証は確実に回収してください。
- ・返却の際、保険証の余白に赤の油性マジックで退職日を記入してください。

(2) その他の配布物について

健康保険被保険者証（保険証）の回収会場において、旅費請求書の配布を行いますのでお持ち帰りください。（様式変更なし）

2 健康保険被保険者証（保険証）等の配布

健康保険被保険者証（保険証）等については、配布の準備ができましたら該当校に連絡しますので、東部教育事務所で直接受領してください。

なお、行田管内の小・中学校については、次の日程で行田地方庁舎でも配布するので、御利用ください。

(1) 日 時 平成28年4月28日（木）10:30～11:30

平成28年5月20日（金）10:30～11:30

(2) 場 所 行田地方庁舎3階 302会議室

※ 健康保険被保険者証（保険証）等とは、「健康保険被保険者証」、「社会保険調書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」、「雇用保険被保険者証」、「雇用保険調書」のことです。

- ・この文書は、メールでの送信となります。
 - ・受信メールは定期的に削除をしてください。

（メールサーバの容量を超え、受信ができなくなります。）

総 務 ・ 給 与 担 当

T E L 048-737-2720, 2726

F A X 048-737-2812